

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約係
電話 072-641-9860

令和7年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の事後点検の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

令和7年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会

開催日時 及び場所	令和8年3月4日（水）14：00～16：00 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所 （大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号）
委員 （敬称略）	中村 洋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授） 石崎 一登（公認会計士） 寺澤 良雄（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事） 榎 裕美（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事）

議事概要

審議対象：令和7年1月から令和7年12月までに契約を締結したもの

点検結果

- 一者応札について
 - ・火災保険の入札については、例年保険仲介業者を介して見積書を手に入れているが一者見積しか入手できない状況が続いている。仲介業者に頼るだけでなく、所としても他法人の契約実績等を参考に幅広い業者に見積依頼を行う等の努力を行う必要がある。また、既存の仲介業者の見直しも検討する必要がある。
 - ・複数年一者応札の案件に関しては、同様の業務を行っている他の業者等にも幅広く声掛けを行い、一者応札解消に向けて引き続き努力を行う必要がある。
- 物品調達の入札金額について
 - ・すでに使用している物品を交換等で調達する場合、現在使用している不要物品を廃棄等する必要があるか、依頼部署に確認を行う必要がある。その際、不要物品を廃棄等する必要がある場合は、経費削減のためにも廃棄や引き取り費用を含めた見積依頼をすることも検討する必要がある。

○ 予定価格の適切性について
・ 低入札案件等の予定価格と入札金額との乖離が大きくなることを防止する観点で、過去の低入札案件の原因を確認し、幅広い業者に見積書を依頼するとともに内容の積算を行い適正な金額価格設定を行う等の対応を検討する必要がある。

○ 随意契約について
・ 特許案件等の継続性の理由からやむをえない随意契約であっても、見積書の単価や工数等の内訳金額が市場価格や他社と比べて極端に高額でないかどうか等十分に検証を行ったうえで妥当な金額で契約すること。

・ 一旦特定の業者と契約すると以後その技術や人材等を用いて、随契が継続してしまう可能性があるため、今後幅広い業者でも対応可能なように期間終了後の対応等、仕様書は将来の契約を見据えて作成すべきではないか。

・ 随意契約の契約形態について、派遣の場合は業務委託とする等、費用削減の観点から他の契約形態の選択肢も検討すること。

今後の対応

○ 一者応札について
・ 火災保険契約にあたっては、複数年一者応札解消のために、他の法人の契約内容について調査し、仕様書を見直す等を行い複数者に参入してもらえるよう努める。

・ 一者応札解消のため、同様の業務を行っている業者や過去の参入業者等の幅広い業者に声掛けを行い、入札に参加してもらえるよう努める。

○ 物品調達の入札金額について
・ 廃棄や引き取り費用等を含めた金額で契約することが経費削減につながるのかの検証を行い、より合理的な契約を締結するよう努める。

○ 予定価格の適切性について
・ 低入札案件等の予定価格と入札金額との乖離が大きくなることを防止する観点で、過去の低入札案件の原因を確認するとともに幅広い業者からの見積書を参考にするとともに内容の積算を行い、適正な予定価格設定を行うこととする。

○ 随意契約について
・ 継続性の理由からやむをえない随意契約であっても、見積書の金額が市場価格や他者と比べて極端に高額でないかどうか等十分に検証・精査を行ったうえで妥当な金額で契約することとする。

・ 随意契約が継続しないよう、当初の契約段階から契約期間終了後の将来の契約を考慮した仕様書作成を行うよう努める。

・ 随意契約の契約形態について、費用削減の観点から業務委託等の様々な契約形態を検討することとする。

以上